

平成28年12月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

平成28年12月9日 金曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	三	岳	昭
書記	小	林 修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山	口	文	夫
副町長	山	口	誠	実
教育長	竹	下	修	治
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住	吉	克	己
企画財政課長	大	川	豊	文
地域政策課長	野	上	英	了
税務課長	川	内	和	哉
健康推進課長	成	富	浩	樹
会計課長	山	中	美由	紀
住民福祉課長	荒	木	俊	行
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	照	本	茂	法
建設課長	廣	田	洋	一
ダム対策室長	福	田	多	肥
水道課長	太	田	啓	寛
教育次長	吉	永	文	典
行政係長	中	原	敬	介

議事日程

- | | | |
|------|-----------|---|
| 第 1 | 議案第 4 3 号 | 平成 2 8 年度川棚町一般会計補正予算（第 3 回） |
| 第 2 | 議案第 4 4 号 | 平成 2 8 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 3 回） |
| 第 3 | 議案第 4 5 号 | 平成 2 8 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算
（第 2 回） |
| 第 4 | 議案第 4 6 号 | 平成 2 8 年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予
算（第 2 回） |
| 第 5 | 議案第 4 7 号 | 平成 2 8 年度川棚町水道事業会計補正予算（第 2
回） |
| 第 6 | 議案第 4 8 号 | 川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例 |
| 第 7 | 議案第 4 9 号 | 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正す
る条例 |
| 第 8 | 議案第 5 0 号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 9 | 議案第 5 1 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例 |
| 第 10 | 議案第 5 2 号 | 川棚町税条例等の一部を改正する条例 |
| 第 11 | 議案第 5 3 号 | 川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例 |
| 第 12 | 請願第 1 号 | 「所得税法第 5 6 条廃止」を求める意見書提出につ
いての請願 |
| 第 13 | 請願第 2 号 | 「消費税増税の中止」を求める意見書提出について
の請願 |

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、議案第43号「平成28年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 皆さま、おはようございます。議案第43号「平成28年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1039万4千円を追加し、歳入歳出の総額を61億2410万2千円にしようとするものであります。

今回の補正の主なものとしては、歳入においては、補助決定等による国、県支出金の増減、財源不足を補うための財政調整基金繰入金の増額、歳出においては、4月の人事異動による職員配置の変動並びに、給与条例改正に伴う人件費の増減、障害福祉サービス事業費、障害児給付費並びに養護老人保護措置費の伸びに対応した事業費の増額、社会資本整備総合交付金の内示に合わせた事業費の減額、9月に発生した台風16号の被害の復旧にかかる農地農業施設災害復旧費の追加、特別会計の補正に対応した操出金の増減などが主な内容であります。その後、当初予算編成後の事情変更等に対応する為の必要な事業費について対応したものであります。

補正予算の詳細につきましては、この後、企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 おはようございます。それでは一般会計補正予算（第3回）の内容についてご説明いたします。説明にあたりましては事項別明細書の歳出からご説明し、次に歳入、そして第2表地方債補正の順にご説明をいたし

ます。

なお、今回の補正予算においては、町長が申しあげましたように歳出の人件費の補正として4月の人事異動による職員配置の変動並びに給与条例の改正により2節給料、3節職員手当等、4節共済費において全編通じて増減の補正が生じております。これにつきましては総じて給与等の改定という人事異動と共通事項でございますので、説明にあたりましては人件費の補正という表現で簡略にさせていただきたいと思っております。あらかじめご了承くださいようにお願いいたします。それでは事項別明細書、歳出の22ページ、23ページをお開き下さい。

まず1款議会費であります。説明欄の議会費及び事務局費これはいずれも人件費の補正でございます。次のページをお願いいたします。

2款総務費であります。1項1目一般管理費につきましては、これも人件費の補正であります。28節操出金につきましても、これは水道課職員の人事異動に伴う児童手当分の追加であります。3目財政管理費であります。これは震災復興特別交付税の返還金、これが千円生じておりますので追加を行っております。4目会計管理費であります。12節役務費の追加であります。これはコンビニ収納手数料、この増が見込まれますので5万円追加を行っております。7目情報通信基盤整備事業費、光ブロードバンド基盤整備事業費であります。こちらは引き込み工事及び移設工事の増が生じ、さらに見込まれますので300万の工事請負費の追加を行ったものであります。9目地域づくり事業費、地域おこし協力隊事業費（商工観光）であります。まず、1節と4節につきましては、当初隊員の採用を6月からとしておりましたが、10月からの採用となっておりますのでその分減額を行うものであります。さらに8節及び11節につきましては隊員が行います店舗販売及びワークショップにかかる経費の追加でございます。13目財政調整基金費であります。説明欄の財政調整基金費及び減債基金費であります。これはどちらも基金利息の増に伴う積立金の追加であります。2項1目税務総務費、こちらは全部人件費の補正であります。次のページに移ります。3項1目戸籍住民基本台帳費そして4項1目の選挙管理委員会費、これはいずれも人件費の補正でございます。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費、説明欄の社会福祉総務

費であります。これは人件費補正が42万8千円、そして残り322万9千円が23節であります。これは国県補助金の精算返納金が生じておりますので増を行ったものであります。次に国民健康保険事業費であります。こちらは28節操出金であります。これは財政安定化事業の確定に伴う減であります。次に介護保険事業費であります。これは人件費補正が42万5千円、残り90万円が28節操出金であります。こちらは介護保険事業特別会計の補正に伴う追加でございます。次に年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費であります。これは歳入に10万の増が見込まれますので事業費も合わせて増を行ったものであります。これはすべて国補助金が充当されるものであります。次に経済対策臨時給付金給付事業費であります。これは28年度の国の補正予算によって追加されたものであります。本町においては実際の給付事業、これは4月からの交付を予定しておりますが、そのための準備のための事務的経費を今回計上を行っております。主なものとしましては7節賃金、準備にかかる臨時職員の雇入れ賃金、そして11節これはパンフレット印刷等の需用費、そして13節システム改修費の予算を計上したものであります。こちらも全額国庫支出金で充当されるものであります。続きまして2目障害福祉費であります。説明欄の障害福祉費であります。こちらは重度心身障害者福祉タクシー、この増が見込まれますので11節そして20節の追加を行ったものであります。次に障害福祉サービス事業費であります。これは事業費の増加傾向が非常に進んでおりまして、今回3800万の19節の追加を行うものであります。これにつきましては国2分の1、県4分の1の補助が歳入が出て参ります。次に地域生活支援事業費であります。これは理解促進啓発事業、具体的に言いますとエール祭りを開催予定をしておりますが、これは従来の当初委託方式と予定しておりましたが、担当課による直轄事業として行うその見直しに関連しまして2万円の減が生じております。次に障害児給付費であります。こちらにも非常に増加傾向が続いております。今回12節これは審査支払手数料4万円の追加、そして19節1300万円の追加を行うものであります。この19節につきましては国2分の1、県4分の1の補助金の歳入が生じて参ります。3目老人福祉費であります。こちらは養護老人ホーム措置費、この措置費が確定をいたしましたので795万円の追加を行うものであります。次に5目国民年金事務費

であります。これはすべて人件費補正であります。次のページをお願いいたします。2項1目児童福祉総務費であります。まず人件費として46万5千円、そして9節旅費2万円を追加を行っております。次に保育所運営事業費であります。こちらは保育所等業務効率化推進事業というもののの中で、保育業務支援システムの導入を図りたいという園が1園追加となっておりますので19節を増とするものであります。これにつきましては4分の3が国補助で歳入としてあがって参ります。次のページをお願いいたします。

4款衛生費であります。説明欄の保健衛生総務費であります。内訳としましては人件費補正が148万9千円、そして7節賃金の追加85万2千円、これは産休職員等の代替職員の臨時職員の雇い入れ賃金であります。そして3節において31万9千円これは感染症予防事業費等の補助金の返納が生じておりますので追加を行っております。次に母子保健事業費であります。こちらは8節報償費の追加であります。これは出産祝い金これが対象者が増が見込まれるということで80万の増を行っております。そして国民健康保険事業費これはすべて人件費補正でございます。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項2目農業総務費であります。こちらはすべて人件費補正であります。3目農業振興費の説明欄の農業振興費であります。これは4節14万2千円、7節94万2千円の減でありまして、これは臨時職員の雇い入れ賃金等の減額であります。次にイノシシ緊急特別対策事業費であります。これは内訳としましては8節68万5千円の追加、これは捕獲にかかる頭数の増が見込まれますので、こちら68万5千円の増を行っております。そして19節380万円の減額を行っております。これはワイヤーメッシュ等の設置にかかる国の補助の配分額の減が生じておりますので、その分の減額をするものであります。次に特産品販売宣伝促進事業費であります。これは具体的にはふるさと感謝祭の事業費であります。事業費の増減はなしで、予算内の組み替えを行ったものであります。次に5目農地費、農村地域防災減災事業費であります。これは現在進めております緊急避難路柵尾線、これにかかる付帯工事、測量設計の必要が生じておりますので、その分工事請負費から委託料へ組み替えを行って対応するものであります。2項1目林業総務費であります。松くい虫防除事業費であります。

これは松くい虫の被害による伐倒駆除の追加を行うものであります。次に2目林業振興費であります。林業振興費につきましては林道猪乗線他におきまして、夏の大雨や台風により林道並びに側溝等に土砂が流入をしまして、その分撤去をする必要があることから委託料、そして地元で重機等を借り入れる場合の補助を追加するものであります。次に3項1目水産業振興費であります。これは旅費の追加を行ったものであります。次のページをお願いいたします。2目漁港管理費であります。これは惣津漁港におけるソーラー照明灯の修理が生じておりますので、需用費として追加を行っております。そして12節、13節は予算の組み替えを行ったものであります。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。これはすべて人件費の補正でございます。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。1項1目土木総務費、これはすべて人件費補正でございます。2項3目道路新設改良費の中の説明欄、社会資本整備総合交付金事業費であります。これは道路の新設改良におきまして社会資本整備総合交付金補助額の内示がありまして、当初より減額となっておりますので、それに合わせて事業費を減額するものであります。4目の橋梁維持費における社会資本整備総合交付金事業費におきましても、これも補助額の減額内示がありましたので、それに合わせて事業費を減とするものであります。この社会資本整備総合交付金事業におきましては、それに合わせて起債額も特定財源にありますように起債額も合わせて減としております。3項2目ダム対策費であります。これは全て人件費補正でございます。4項2目港湾建設費であります。これは県営事業で行っております事業の負担金でございますが、減額が示されておりますので、その分減としております。これも合わせて地方債補正も歳入において行うものであります。5項3目公共下水道費あります。これは公共事業特別会計の補正に合わせた増額でございます。6項住宅費であります。これは次のページでご説明をいたします。1目の住宅管理費であります。これは事業としましては新町団地の屋根外壁長寿命化改修工事でございますが、この分につきましても国の補助の減が示されたので、財源内訳にありますように900万円の減としております。そして当初この長寿命化改修工事につきましては地方債の借入ができないというこ

とが示されておりましたが、今回大規模改修であるということから地方債借入が可能であるという判断が示されましたので、地方債の増額を行うものがあります。次のページをお願いいたします。

9 款消防費であります。災害対策費、職員手当等であります。原子力防災訓練の時間外手当を追加したものであります。13 節委託料につきましては自主避難所設置に伴う管理委託料の増でございます。次のページをお願いいたします。

10 款教育費であります。1 項 2 目事務局費そして 5 項 1 目社会教育総務費、この 2 つはいずれも人件費補正でございます。6 項 1 目柔剣道場管理費でございます。これは柔剣道場の床研磨工事の事業費で工事が完了しましたので、執行残を減とするものであります。7 項 1 目学校給食共同調理場の管理費ですが、これは全て人件費の補正でございます。次のページをお願いいたします。

11 款災害復旧費であります。1 項 1 目農地農業施設災害復旧費でございますが、こちらは 9 月におきました台風 16 号の被害が発生しております。その分の復旧に要する経費でございます。13 節委託料は測量業務の委託料、そして 15 節工事請負費、このうち補助対象分が 600 万円、小規模災害、単独で行う分が 60 万円でございます。これも合わせて国庫支出金と地方債の歳入で出て参ります。次のページをお願いいたします。

12 款公債費であります。1 項 1 目元金、2 目利子これにつきましては利息見直し方式で借り入れた起債につきまして、今回利息見直しを行いましたところ利息の引き下げが生じたので、元金の償還が増となってしまったということで元金の増としております。そして利息につきましては利息の低下によりまして、新規借り入れ分の利息決定、当初よりも減となった分、そして先ほど申し上げました利息見直しにかかる分、この減が生じておりまして利子において 610 万 3 千円の減が生じたものであります。次のページをお願いいたします。

14 款予備費でございます。予備費のつきましては、歳入歳出の見合いにより調整をおこないまして 13 万 5 千円の減を行うものでございます。54 ページから 56 ページにおきましては給与費明細書をお付けしております。今回の補正に伴う人件費の補正前、補正後の比較についてお示しをしております。

ます。こちらにつきましては説明は省略とさせていただきます。

それでは歳入についてご説明いたします。8ページをお開き下さい。13款国庫支出金であります。1項1目民生費国庫負担金でございます。説明欄の社会福祉サービス費負担金、これは歳出で説明しましたサービス事業費3800万円の2分の1の措置がされるものであります。次に障害児通所給付費等負担金これも歳出における1300万の2分の1が措置されるものであります。続きまして2項1目民生費国庫補助金でございます。まず説明欄の地域生活支援事業補助金であります。こちらは地域生活支援事業の任意事業の一部が従来補助対象とされていたものが、交付税措置対象となったことにより77万9千円の減となったものでございます。次に年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業費補助金、そして経済対策臨時給付金事業費補助金でございますが、歳出で説明した事業費の全額国庫補助で措置されるものでございます。続きまして保育所対策総合支援事業費補助金でございますが、歳出の保育所運営事業費でご説明しました100万円の4分の3が措置されるものであります。続きまして3目土木費国庫補助金、説明欄の社会資本整備総合交付金でございますが、土木費において説明しました事業費の補助内示の減であります。そして補助金の減が合わせて3408万円でございます。そして1万6千円の追加につきましては安全・安心住まいづくり支援事業補助金、こちらを当初予算で県支出金の方で計上しておりましたが、こちらが国庫支出金であるということで1万6千円の追加を行っております。次のページをお願いいたします。

14款県支出金であります。1項2目民生費県負担金であります。こちらは障害福祉サービス負担金、障害児通所給付費負担金いずれも事業費の県負担分の4分の1が措置されるものであります。次に2項2目民生費県補助金、地域生活支援事業費補助金であります。こちら補助制度から交付税措置へ変更となった事による減でございます。5目農林水産業県補助金でございます。まず、イノシシ緊急特別対策事業費補助金であります。内訳としましては捕獲分は46万円増となっております。そしてワイヤーメッシュの補助分、これは380万円の減、相殺しまして334万円の減となっております。続きまして松くい虫損失補償金でございますが、これは防除事業における県の補助でございます。次に6目土木費補助金であります。これは先

ほど国庫支出金で説明しました安全・安心住まいづくり支援事業補助金、これは13款へ組み替えを行うものでございます。次に農水施設災害復旧補助金でございますが、災害復旧の事業費の補助見込み額が80%として計上を行っているものでございます。次のページをお願いいたします。

15款財産収入でございます。説明欄にありますように財政調整基金利子、減債基金利子いずれも基金利子でございます。次のページをお願いいたします。

16款寄附金でございます。1項4目農林水産業費寄附金でございますが、これは災害復旧にかかる地元負担金でございます。次のページをお願いいたします。

17款繰入金、2項5目財政調整基金繰入金でございます。これは今回財源不足が生じておりますのでそれを補うため、財政調整基金繰入金を増額とするものでございます。次のページをお願いいたします。

19款諸収入であります。4項5目雑入として説明欄にございますように、全国町村会賠償補償及び共済事業保険金でございます。これは公用車の事故並びに建物災害共済にかかる保険金の給付が生じたものでございます。次に川棚町地域農業再生協議会負担金でございます。これは農業振興費の方でご説明しました臨時職員等の減額にかかる賃金等支弁額の減でございます。次に造林事業精算金でございますが、これは東彼杵郡森林組合の事業における清算金が生じたものでございます。次に電線路移転補償金でございますが、これは県道大崎公園線道路改良に伴いまして光ブロードバンドの電線移転が生じておりますので、その分の補償金が生じたものでございます。次のページをお願いいたします。

20款町債でございます。まず1項4目土木債でございます。港湾建設事業債そして、社会資本整備総合交付金事業債、この2つにつきましては事業費の減額に合わせて町債も減を行うものでございます。次に公営住宅建設事業債につきましては、歳出でご説明いたしましたように新町団地の長寿命化改修工事、これが起債対象に今回なるという判断が示されたので追加を行ったものでございます。7目災害復旧費の農地農林施設災害復旧債でございますが、これも災害復旧にかかる事業費の内、町債を起債するものでございます。20ページの一番上にありますように今回町債につきましては補正後の

金額が4億130万円となるものであります。以上が歳入の説明でございます。

次に第2表地方債補正に移ります。4ページをお願いいたします。こちらが先ほど説明しました20款町債に対応する第2表地方債補正でございます。まず上の表の変更についてであります。港湾建設事業におきましては1380万円の減、そして社会資本整備総合交付金事業につきましては1320万円の減、そして災害復旧事業につきましては140万円の増ということで変更が生じております。そして下の方の追加であります。これにつきましては公営住宅建設事業について1650万の起債を今回新たに追加するものであります。したがって一番下の合計にありますように今回の変更及び追加後の地方債の限度額が4億130万円とするものでございます。以上が平成28年度一般会計補正予算（第3回）の内容でございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。堀田議員。

6 番 堀 田 6番堀田です。41ページの社会資本整備総合交付金事業で減額になっておりますけど、この中に新設改良ということであっておりますけど、これは場所はどこなのか。あるいはその減額によってその工事等が遅れると思っておりますけど、その辺のことはどうなんでしょうか。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。それではお答えいたします。新設改良につきましては町道東臨港線、町道上組西部線、町道中倉線であります。

今後の事業の見通しでございますが、まず、東臨港線につきましては現在平成31年度末完成を目標として事業を進めているところであります。なお、東臨港線の残りの区間といたしましては、国道205号からJR踏切間を予定いたしております。現在、JRの方に踏切の拡幅改良については委託済みでございます。予定といたしまして今年度完成見込みというふうに予定をいたしております。

次に上組西部線であります。現在用地補償の業務を進めております。まだ、すべて契約済みとなっておりますが、引き続き契約に向けて事務を進めて参ります。なお、勿田地区の地滑り調査を平成27年から28年度にかけて実施をいたしました。その関係で一部工事に遅れが生じておまして、

完成見込みを平成33年度末と予定しているところであります。

次に町道中倉線ですが、平成27年度に新規着手をいたしたところであります。現在用地の交渉を進めておりまして、まだ用地の契約にはいたっておりません。さらに引き続き用地契約の事務を進めて参る予定です。完成見込みといたしましては平成32年度末と予定をいたしておりますが、国道205号川棚医療センター入口交差点、国土交通省所管で行っていただく事業との関連もございますので、現在国土交通省とも協議を重ねているところでございます。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 歳出の35ページでございますが、イノシシ緊急特別対策事業費で捕獲頭数の増が見込まれるということで、68万5千の補正ということで、これはどのくらいの増が、頭数的にですね見込まれるのか。それと逆にですね、負担金のこれは380万の減、これはワイヤーメッシュ柵設置のいわゆる国庫補助の減ということでございますが、この減によってですね各地区からワイヤーメッシュ柵の設置希望等が出ているじゃないかと思いますが、そういうふうな希望を十分叶えることができなくなるのかどうかですね、その点をお伺いしたい。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 山口議員のご質問にお答えいたします。まず、イノシシの捕獲の方ですけれども、対象頭数はイノシシ50頭であります。それからワイヤーメッシュの現物支給分の国の配分額の減ですけれども、これによりまして当初500万を予定しておりますけれども、120万の額になる見込みでありますので、地区からの要望には3分の1ぐらいの規模でしか沿えないという形になります。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 現在農林業についてはですね有害鳥獣の被害というのは、非常にこう悩みの種になっているわけですね。それがこの3分の1ぐらいの要望にしか応えられないということになればですね、残りの3分の2というのは何らかの町単なり、何らかのですね対策を検討されているのかどうか、その点をお尋ねしたい。もうそのまま3分の1だけ要望を聞いて残りの3分の2はまた一年間我慢しなさいと、そういう形になるのかですね、その点について

てお尋ねしたい。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 残りの分についてですけれども、今のところはですねワイヤーメッシュ、そういったものについては補助がもらえるもので行うということですね。町の財政事情を勘案してやっております。それでこれの分について単独費を追加することは今のところ考えておりません。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。福田議員。

1 2 番 福田 4 3 ページのところで住宅管理費の分で起債が認められたということですが、その償還に当たっての措置として国県支出金の方の 9 0 0 0 万の財源がありましたよね。そういう手立てというのはあるんでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。先ほど 9 0 0 0 万円の国の支出というご発言がございましたが、今回補助は国の補助が 9 0 0 万円の減とですね、地方債の補正とはまったく別個のものでございます。それで地方債につきましてはですね、従来、山道団地であるとか改修を行ってございましたが、それはやはり規模的にですね起債が認められなかったということでありまして。今回新町団地かなり大規模になりますので、起債がいわゆる適債性があるというふうにいいますが、そういう判断が示されたので追加を行ったものであります。ですから国補助との関連性はですね、あくまで国補助を差し引いた分を起債で、所定の充当率で借り入れるということですね。その辺あくまで今回起債については、追加ということでご理解いただければと思います。

議 長 福田議員。

1 2 番 福田 確認ですが、補助事業でやっていたものを町単の事業になると理解していいんですか。

議 長 建設課長。

建設課長 はい、説明いたします。あくまでも補助事業でございます。まず、補助事業につきましては当初予定していた額がございます。当初予算にも計上していますが、補助対象として 5 0 0 0 万を要求いたしました。

内示による減が示されまして3000万に減がなされております。その3000万に対する補助でございますので、ここで900万の補助額が減額されたということでありまして。以上です。

議 **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。35ページですね、林業振興費の中ですね、先ほどの説明の中でですね、これは林道猪乗線ですか、そちらの土砂撤去を地元がという説明があったわけですけど、広域林道の虚空蔵線についてはですね、先般きれいに草刈り等も含めてですね、しておられます。ですからこれは猪乗だけなのかですね、その他にもですね、側溝等に土砂がですね、相当貯まっている林道があるわけですね、そういったものは対象になっていないのかですね、お尋ねしたいと思います。

議 **長** 農林水産課長。

農林水産課長 三岳議員の質問にお答えいたします。林道につきましては今予定していますのは林道木場線、それと猪乗線になります。林道木場線の暗渠が2ヶ所埋設をしております。そういったところ。それと林道猪乗線の上の方ですね、それを町の方で行って民家に近い下の方について、猪乗の方で重機を、重機使用料といいますかね補助をして猪乗でやってもらうという計画にしております。

議 **長** 他に質疑はありませんか。田口議員。

2 番 田 口 2番田口です。25ページですが、光ブロードバンド基盤整備事業費ですが、引き込み及び移設の増によって300万円増ということなんですけども、引き込み移設は常時あるんだと思いますが、利用者から使用料を取っているんですけど、使用料の収入とこの要するに基盤整備のために使う支出との収支のバランスはどうなっているんでしょうか。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 光ブロードバンド基盤整備事業に伴う収支の見通しという事ではありますが、現在手元に歳入の方の資料を持っておりませんが、いわゆるこの事業費が、歳出の方は2870万ほどに今回なってしまおうということ、これで歳入につきましては、契約者の1月当たり980円、プラス消費税ということの歳入ではありますが、これは事業額よりも、当初予算

ベースでも下回っているという状況でありますので、その分ロスが生じているという状況であります。そして今年度末もですね、まだ3月まで期間がありますが、見通しとしましては、いわゆる黒字化は難しいというふうに判断をしております。以上です。

議 **長** 他に質疑は。久保田議員。

4番久保田 29ページですけれども、その年金生活者の臨時給付事業ですけれども、これはどのくらい進捗状況というか、進んでいるのかですね。漏れなくやられているのかお尋ねします。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただ今のご質問にお答えいたします。臨時福祉金給付事業につきましては28年9月5日から12月5日までの期間で受付をするように予定をしておりましたけれども、未申請の方がまだいらっしゃいましたので、年明けの2月28日まで延長をすることで対応をしております。そこで今現在の申請の状況としましては、86.23%ですね。対象者3407人、申請がお済みになられた方2938人ということになっております。やはり金額が3000円ということで、少ないという部分も影響をしているのかなというふうに考えておりますけれども、当初の申請期間ではやはりかなりの未申請がですね、まだ残っておりますので、今現在は勧奨通知を再度発行しまして、その対応にあたっているところでございます。以上です。

議 **長** 他に質疑はありませんか。福田議員。

12番福田 同じく29ページの障害者福祉費の中で、障害福祉サービス事業費が増加傾向にあるということで、3800万円の増になっております。この分についての増加傾向というのがどういうふうなものなのか、お聞きしたいと思います。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいまのご質問についてお答えいたします。障害福祉サービス事業費が伸びを見せているということで、今回補正をさせていただきましたけれども、日中活動系の支援サービスというところで生活介護等の利用者がやはり増えている、それから一件当たりの費用額も増えているというようなことが大きく影響しております。その他就労移行に伴うサービ

ス、あるいは就労継続サービスこういったものの費用額もですね、伸びを見せている状況でございます。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。先ほどの説明でですね、人件費等の補正というところで説明があったわけですけど、このですね後に出てまいります議案第48号からですね50号までですか、これは人勸によるですね0.15月ですかその分の増となる条例改正ですね。そういった中でですね、この分がすでにこの補正予算の中に含まれているということになりますとですね、後ほどの議案の審議の中でですね、昨年のことを考えてみますとですね、町長、副町長並びに議員については0.05ですか、その分については議案としてはあがってないわけですね。今回あがってきたと、そういったものの経緯についてですね、ここでお尋ねしとかんばいかなとかなと思ひまして、これが可決をされますと後のですね、条例改正についてはですね、それを含んだ補正ですので反対というんですか、議論ができないと思ひまして、ちょっとお尋ねするわけですけど、今回町長等、議員も含めてですね提出されたその経緯というんですか、そういったものについてお尋ねができるかですね、後の議案ですのでちょっとしにくいなと思ひながら、ここで可決をしてしまうと、後の議案については可決ということになっていくのかなと判断したものですから、その点どういうふうに判断をされて答弁をされるか分かりませんが、質問として投げかけたいと思ひます。

議 長 町長。

町 長 はい、直接的な答弁にはならないかもしれませんが、ここでは議員おっしゃったように、次の条例案を可決された場合のことを想定して人件費は計上しております。で、もし改正議案が否決されれば、これは執行残として残るだけの話でありますので、特にそこまでは考えなくて議論されて結構だと思います。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号「平成28年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第43号「平成28年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」は原案のとおり可決されました。

(10:51)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(10:51)

(…休憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(11:05)

議 長 次に日程第2、議案第44号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第44号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」について提案理由をご説明いたします。今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入差出それぞれ564万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7590万4千円にしようと

するものであります。

なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので、14ページ、15ページをお開き下さい。

2款保険給付費1項2目退職被保険者等療養給付費につきましては増減はございませんが、歳入における療養給付費交付金、過年度分追加交付に伴い、財源内訳を調整するものであります。同じく2項高額療養費につきましては1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費ともに前年を上回るペースで推移をしております。現在の平均支出額を12月ペースで換算し、その不足額を計上しております。なお、高額療養費が増えることで、歳入の7款におきまして、高額療養費共同事業交付金の増額も見込まれるところがございますが、増加額が固まっておりますので、歳入の補正は今回見送っております。16ページ、17ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等1項1目後期高齢者支援金につきましても増減はございませんが、歳入における療養給付費交付金、過年度分追加交付に伴い財源内訳を調整するものでございます。18ページ、19ページをお願いいたします。

4款前期高齢者納付金等1項1目前期高齢者納付金につきましては制度改正によりまして、拠出金額に若干の変更があり、増額補正をするものでございます。次のページ、20ページ、21ページをお開き下さい。

7款介護給付金1項1目介護給付金につきましては、納付金額の決定により減額補正をするものであります。22ページ、23ページをお願いいたします。

8款保険事業費1項1目特定健康診査等事業費は特定健康診査における情報提供事業、委託手数料の不足分を増額補正するものでございます。なお、財源の内訳につきましては、歳入における国及び県の特定健康診査等負担金が減額されたことによります減額調整分も含まれております。次のページをお願いいたします。

1 2 款予備費 1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより減額補正をするものでございます。次に歳入を説明いたします。6 ページ、7 ページにお戻り下さい。

3 款国庫支出金 1 項 3 目特定健康診査等負担金につきましては、国からの決定通知のより減額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

4 款県支出金 1 項 2 目特定健康診査等負担金につきましても、県からの決定通知により減額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

5 款療養給付費交付金 1 項 1 目療養給付費交付金につきましては、支払基金から過年度精算にかかる追加交付の決定通知により増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

9 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、地方交付税により措置される財政安定化支援事業費の交付決定により減額補正をするものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 1 2 ページ、1 3 ページですが、一般会計からの財政安定化繰入金の減額ですけれども、1 2 9 万 9 千円という細かい数字になっていますが、これは何かの、たとえば国県からの減額と合わせるというふうな計算があつてのことでしょうか。

議 長 健康推進課長

健康推進課長 この財政安定化支援事業繰入金と申しますのは、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するために、地方交付税により措置されるものであります。一般会計から繰り入れるものでありまして、財政の方から示された金額をここに計上しているところでございます。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 3 番三岳です。これは歳入歳出全般についてお尋ねをしたいんですが、今回の補正ですと、一般被保険者の高額療養費が増額補正になっておりまして、後ですと一般被保険者、退職も含めてですと、療養給

付費自体は当初予算で見込まれた、そういったもので推移をしているのかなとちょっと判断をしたわけですけど、その点これから医療費が増大するという、そういった見込みはないのかなと、まだ半年ぐらいしか経過をしておりませんので、残り半年です、また大きく医療費が増える可能性がないのかなとちょっと心配をしております。そういった中でですね、4月から国保税の引き上げになったわけですけど、それによるですね、収納率等ですね、推移といいますか、その引き上げたことによって収納率がですね、低下していないのかですね、その点分かりましたらお答えいただきたいと思います。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 三岳議員の質問にお答えいたします。まず、給付費の現状と今後の推移についてですけれども、今回補正をいたしました高額療養費につきましては自己負担がある一定額を超えた、医療費で一定額を超えたときに、その越えた分を支給するという制度でありまして、医療費に通じるものがあると考えます。そういった中で26年度、27年度、28年度の医療費、現在3月の診療分から7月の診療分までのデータがございましてその5ヵ月を比較をいたしますと、費用額の平均で26年度が月平均で1億2759万3千円、27年度で1億3千83万、それから今年度28年度で1億3615万5千円と年々右肩上がりに上がっております。そして1人あたりを見てみると、26年度で3万2500円、27年度で3万4015円、28年度で3万7093円と、1人あたりも昨年度と比べると3078円、それから費用額も月平均で見ると530万ほど上がっております。今回非常に高額については、非常に金額が上がっているというところで、若干その数字をですね分析をしたところ、本町におきましては特に上がっている部分が、これは新生物、これはガンであります。それからもう一つが循環器系の疾患ということで、心臓、くも膜下出血、それから脳梗塞、これら2つの医療費が非常に上がっております。件数は、月別でずっと見ていくと月別で違うんですけど、件数的には多くないんですけども、医療費が上がっているというのが分析結果から見れます。その中でも特に入院が倍以上上がっている月も昨年度と比べてございまして、そういった重傷化、それらが特に目立ったところではございます。そういっ

た中、全体の給付費を12月ベースで試算をしたところ、現在では約9400万ほどのペースで行けば給付費が足りなくなるだろうと試算をしております。ただ、この給付費が上がった場合はですね、先ほど申しました高額療養費共同事業交付金であるとか、それから国県からの負担金等も上がってくるということが考えられます。ただ、国庫補助金、特別調整交付金であるとか、県の特別調整交付金、これは3月とか2月にならないと固まった数字が現れてきませんので、今できるだけの計算をしたところ、予算的にはですね今年度今のところなんとか保つのではないかと試算をしております。ただこれはあくまでも油断ができない数字でありまして大変厳しい状況であるということとは言えると思います。

それから、収納率につきましては現在資料を持ち合わせておりませんので、後ほど前年度の同時期と比べた数字をですね、報告させていただきたいと思っております。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第44号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第44号「平成28年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:19)

議 長 次に、日程第3、議案第45号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第45号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億5324万5千円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

1款総務費1項1目認定事業費につきましては、認定調査員の嘱託職員にかかる4月からの月額賃金の改正、そしてまた、調査件数の増加見込みによる臨時職員賃金など増加補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

2款保険給付費1項保険給付費につきましては、補正額の増減はございませんが、平成28年4月の制度改正により、目内の細目間におきまして増減の調整をおこなったものであります。次に歳入についてご説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。

8款繰入金1項4目その他一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出で説明いたしました1款総務費の認定調査費に伴う増額補正であります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。よろしいですね。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第45号「平成28年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

(11:23)

議 長 次に、日程第4、議案第46号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第46号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億9679万1千円にしようとするものであります。補正の詳細につきましては水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 水道課長。

水道課長 それでは、公共下水道事業特別会計補正予算について説明をい

たします。歳出から説明をいたしますので8ページ、9ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費でございますが、2節給料から4節共済費まで、これについては一般会計と同様の理由であり、人事院勧告による給与又は手当等の改定に伴う増額、それと4月の人事異動による職員配置の変更により計上したものでございます。27節公課費につきましては消費税の確定に伴い必要額を計上したものでございます。次に10ページ、11ページをお願いいたします。

2款1項1目下水道建設費でございますが、2節の給料から4節の共済費は一般会計の理由と同様であり、人事院勧告による給与又は手当の改定に伴う増額並びに4月の人事異動による職員配置の変更により計上したものでございます。13節委託料これにつきましては現在都市計画法に基づく川棚町公共下水道事業計画がありますが、県の公共事業評価監視委員会において10年に1度のスパンで再評価を受けることとなっております。これが平成29年度に予定されております。この再評価を受けるための資料として、費用対効果等を算出を行い4月中に提出する必要がありますので、委託による経費を増額計上をしております。次に22節補償補填及び賠償金は、上水道の移設補償等が低額であったため、執行残を減額したものでございます。次に6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入についてですが、4款1項1目一般会計繰入金ですが、歳入と歳出の見合いによるものでございます。また、12ページには給与費明細書を添付しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。山口議員。

1 番 山 口 歳出の11ページのですね、委託料ですかね、都市計画による下水道の費用対効果のための再評価ということなんですが、アクションプランに関わるものなのですか、それともまったく別のものなのかどうか、その点をお聞きしたい。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 それでは山口議員の質問にお答えをいたします。アクション

プランとは直接関係はございません。アクションプランというものは、長崎県が汚水処理構想を作るために、昨年度本町では策定をしたものでございます。今回のものは都市計画法に基づく下水道の計画を10年に一度、公共事業評価監査委員会において判断をするということとなっておるものでございますので、直接関係はございません。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号「平成28年度川棚町公共水道事業特別会計補正予算(第2回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第46号「平成28年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

(11:30)

議 _____ **長** 次に、日程第5、議案第47号「平成28年度川棚町水道事業会計補正予算(第2回)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第47号「平成28年度川棚町水道事業会計補正予算(第2回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出で、収入において12万円を増額し、収入予算の総額を3億3434万円に、また支出において32万8千円を増額し、支出予算の総額を3億2212万9千円にしようとするものであります。補正予算の詳細につきましては水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 それでは、水道事業会計の補正予算について説明をいたします。資料は3ページをお開きください。補正予算実施計画明細書により説明をいたします。まず上段の収益的収入及び支出についてでございます。収入について1款2項営業外収益の3目他会計負担金は、4月の人事異動により、児童手当の増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。次に支出について、1款1項営業費用の5目総係費の給与から退職給付費までは、人事異動並びに人事院勧告に伴う給与手当の改正により補正を行うものでございます。

なお、1ページ、2ページにつきましては補正予算の実施計画書、4ページ、5ページについてはキャッシュフロー計算書、次の6ページは補正給与明細書、7ページには損益計算書、8ページ、9ページには水道事業の予定貸借対照表を記載をしておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。よろしいですね。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号「平成28年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第47号「平成28年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:34)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:34)

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(13:00)

議 長 健康推進課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。健康推進課長。

健康推進課長 午前中に三岳議員から国保の特別会計の保険料の収納率についてのご質問がありましたので、お答えをしたいと思います。28年度の一般と退職を含めた現年度分の収納率ですけれども、28年度の11月末のデータです。57.33%。ちなみに27年度が58.90%ですので、前年度同時期に比べますと、マイナス1.57%となっております。

それから田口議員のご質問の中で十分に回答しておりませんでしたので、追加で説明をさせていただきたいと思います。一般会計繰入の財政安定化支援事業につきましては、地方交付税で措置をされると説明をしておりました。そういった中で、こういった計算基礎があるかという質問もあったと思いますけれども、具体的には高齢者60才から74才の割合が高いことによる給付費の増、それから病床数が多いことによる給付費の増、それから所得水準が低いことによる保険料の減、こういったデータをもとにですね算定をされております。以上です。

議 長 それでは始めます。日程第6、議案第48号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第48号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

国においては今年度の人事院勧告に沿って一般職の給与が改定され、これに合わせて特別職の給与、期末手当についても所要の措置が講じられております。

本町の議会議員の期末手当につきましては、これまで国の特別職の支給月数に準じていることから、今回国の特別職の支給月に合わせるため、一部改正の条例を提案しようとするものであります。なお、去年は諸事情により給与改定を行っておりませんので、今回去年の改定と合わせて、提案させていただきます。以上で提案の理由とさせていただきますが、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明をいたします。1ページおめくりいただきまして新旧対照表で説明をいたしますので、お聞き願います。新旧対照表では上の表が第1条によります改正、下の表が第2条による改正でございます。第1条による改正では、第5条期末手当でございますが、第2項それぞれ前項の期日現在において、議長等が受けるべき議員報酬月額を期末手当基礎額に改め、12月に支給する割合、100分の162.5を100分の177.5に改め、後段の期末手当基礎額はの次に、それぞれ前項の期日現在において議長等が受けるべきを加えるものでございます。支給割合以外の文言の改正につきましては、過去に改正漏れがございましたので、今回改めようとするものでございます。支給割合につきましては、今回の改正が0.1月分と去年の改正分0.05月分合わせまして、0.15月分を加算することとし、年間の支給割合3.1月を3.25月に改めようとする

ものでございます。

第2条の改正では、12月の支給割合を6月支給期と12月支給期に振り分けようとするものでございまして、6月支給期100分の147.5を100分の155に、12月支給期100分の177.5を100分の170に改めようとするものでございます。

改正本文にお戻りいただきまして、附則でございますが、第1条ではこの条例は公布の日から施行することとし、第2条の規定につきましては平成29年4月1日から施行することといたしております。第2項では、第1条による改正後の川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は平成28年4月1日から適用することと、このようにいたしております。第2条では第1条改正後条例の規定を適用する場合におきましては、第1条の規定による改正前の川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は第1条改正後条例の規定による期末手当の内払いと見なすことといたしております。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。波戸議員。

8 番 波 戸 8番波戸です。先ほど第43号議案の中で三岳議員と先ほど町長説明の中で触れられましたけども、昨年人事院勧告によりまして0.05の改定があったわけですが、諸事情がございまして、上程されなかったということでございます。そのときの私の理解としましては国保税の改正、それと一般会計からの繰入等がございまして、町の財政が厳しい中であげなかったと理解しております。今回背景的にはあまり変わっていないかなと思うんですが、今回上程されるに至った経緯をお願いします。

議 長 町長。

町 長 波戸議員の質問にお答えします。去年は条例改正案そのものを提案しておりません。その経過をという質問でございますが、提案をしておりませんので、本会議でそういった質問をされても、それは波戸議員が今認識をされていることは、個人でそういう認識をされておってもらえば、それでいいんじゃないかと思えます。私の方からは本会議でそういったものを答弁する用意はしておりません。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。高以良議員。

10番高以良 今回人勧は0.1月分の引き上げと、条例改正案では0.15月分の引き上げという内容の提案ですが、その人勧通りでなくて、0.05月分を加えた形、去年の分に相当する月数を加えた形で条例改正をしようというその理由についてお尋ねします。

議 長 町長。

町 長 高以良議員の質問にお答えします。まず、今回の改定については国家公務員の、いわゆる特別職に準じて提案をいたしております。まず国場合は一般職の場合は人事院勧告というのがなされて、それに基づいて給与改定が行われます。国の特別職におきましては、特別職の職員の給与に関する法律というのがありまして、これによって定めてあるわけでありまして、特別職に対しては人事院勧告というのはいないわけです。そこでこの特別職の職員の給与に関する法律では、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定すると、このように法律で決められております。そこで特例給の改定については、一般職の指定職員に準じて0.1月分を引き上げることになりまして、3.15を3.25にするというそういった改定がなされております。そこで本町におきましてもこれまで一般職は国のそういった給与改定に、そして特別職も国の特別職の給与改定に準じて、改定をいたしております。そこで改定後の3.25月分に合わせるという、そういった改定の内容でご提案を申し上げております。いわゆる国にあわせて改定をしたということでございます。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。久保田議員。

4番久保田 国に合わせて0.15の改定は分かりますが、ここに昨年諸事情によって提案しなかった0.05分をなぜここに付け加えて出されるのか、その理由をお尋ねします。

議 長 町長。

町 長 現行のいわゆる国の特別職の職員に合わせるということで、今回の議員の報酬の提案をいたしております。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

議 長 久保田議員。

久保田議員 先ほど三岳議員の質問に対する収納率、これが昨年と比べて1.57%悪い状態になっております。子どもたちの貧困率も16.3%とすごい、一般の人たちの状況は苦しい状況が続いております。そしてその8年続いてですね、200万円以下の所得の人が1000万人を超えるという状況が8年続いている。こういう厳しい状況の中です、議員の期末手当を私は上げるべきではないと、そういうふうに思って反対をいたします。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。田口議員。

2 番 田 口 国で行われているのに合わせるというのはですね、やむを得ないと思って賛成をいたします。

議 長 反対者の発言を許します。ありませんね。賛成者の発言はありませんか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって、議案第48号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:17)

議 長 次に、日程第7、議案第49号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第49号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を

改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

国においては今年度の人事院勧告に沿って一般職の給与が改定され、これに合わせて特別職の給与、期末手当についても、所要の措置が講じられております。

本町の町長及び副町長の期末手当につきましては、これまで国の特別職の支給月数に準じていることから、今回国の特別職の支給月に合わせるため一部改正の条例を提案しようとするものであります。なお、去年は諸事情により給与改定を行っておりませんので、今回去年の改定分と合わせて提案をさせていただきます。

以上で提案の理由とさせていただきますが、内容については川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例と全く同じでありますので、総務課長からの説明は割愛をさせていただきます。以上、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第49号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:20)

議 長 次に、日程第8、議案第50号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第50号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

今回の職員の給与改定については人事院の勧告と県の人事委員会の勧告を受けての改正であり、民間企業との格差を埋めるため、給料表の水準の引き上げと勤勉手当の支給割合の引き上げ、また配偶者にかかる扶養手当を配偶者以外の扶養親族にかかる手当額と同額に引き下げ、このことにより生じる原資を用いて、子にかかる扶養手当を引き上げるための改正をしようとするものであります。詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を加えさせていただきます。今回の人事院勧告では、50人以上の民間企業の賃上げの動向を反映して、今年度の国家公務員の月例給について0.17%の引き上げと勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げ4.3月分とする改正を行っており、県の人事委員会の勧告も国と同じ内容でありますので、本町におきましても勧告通り改正をしようとするものでございます。

また、給与制度の総合的見直しとして、配偶者にかかる扶養手当と子にかかる扶養手当の見直しも実施されております。配偶者にかかる扶養手当につきましては、民間企業における配偶者に家族手当を支給する事業所の割合や、公務における配偶者を扶養親族とする職員の割合が、減少傾向にあることや、近年、配偶者にかかる手当の見直しを行った事業所の約半数におい

て、配偶者にかかる手当額を他の扶養親族にかかる手当額と同額まで減額することが適当であることから、現行の扶養手当額13000円を段階的に6500円に減額しようとするものでございます。

また、子にかかる扶養手当につきましては、子育てに要する経費の実状や国全体として少子化対策が推進されていますことにより、子にかかる扶養手当を充実させるため、配偶者にかかる扶養手当額を減額することにより生じる原資を用いて、子にかかる扶養手当の額を引き上げることから、現行の子にかかる扶養手当額6500円を段階的に10000円に引き上げようとするものでございます。それでは新旧対照表をお開き願います。

まず、第1条によります改正でございますが、第16条の4勤勉手当の改正では、第2項第1号におきまして、勤勉手当の支給割合を6月分については現行通りで、12月支給分100分の80を100分の90に改め、第2号では、再任用職員の勤勉手当の支給割合を6月については現行通りとし、12月支給分を100分の42.5に改めようとするものでございます。次のページをお開き願います。中段より下でございますが、附則第11項でございますが、ここでは職務の級が6級以上の職員の減額措置でございます。6月支給分につきましては現行通りであります。12月支給分100分の1.2を100分の1.35に改めようとするものでございます。括弧内では最低号給に達しない場合での対応策でございます。6月分につきましては現行通り、12月支給分100の80を100分の90に改めようとするものでございます。他の改正につきましては、文言の改めと項、号ずれが生じておりますので、改めようとするものでございます。

3ページから9ページまでは給料表の改正でございます。次のページをお開き願います。

10ページでございます。このページから3ページにつきましては扶養手当の改正であります。説明につきましては、申し訳ございません、最後のページに資料を付けさせていただいております。先ほど申し上げましたように扶養手当につきましては、経過措置を設けてながら、2年後を目途に順次改正をすることといたしております。このページでは、左端が現行でございます。表の見方として、表の一番左の方に第2項の号とありますが、その下に番号を付けております。これは第2項第1号とご理解をいただければと思

います。現行配偶者が13000円でございます。29年4月1日には10000円、平成30年4月1日には6500円というふうに段階的に減額をすることになり、子及び孫が現行6500円で29年度に子及び孫を子と孫に分割をして、第2号孫を第3号としまして29年度に子を8000円、30年4月1日に10000円としようとするものでございます。第3号の父母及び祖父母を第4号として、第4号の兄弟を第5号とし、第5号の障害のあるものを第6号とするもので、配偶者が不在の場合においても記載のとおり、経過的に改正しようとするものでございます。ここに色を付けておりますが、これが今後変わっていく金額でございます。

改正本文に戻っていただきまして、改正本文の6ページでございます。附則でございますけれども第1条ではこの条例は公布の日から施行することといたしております。ただし第2条及び附則第3条の規定、この規定は扶養手当であります、この規定は平成29年4月1日から施行するということにいたしております。第2項では第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例は平成28年4月1日から適用する。いわゆる遡ってから施行するということにいたしております。第2条では第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後条例の規定による給与の内払いとみなすことといたしております。第3条では先ほど別紙資料で説明した内容でございますので、説明は省略をさせていただきます。なお、今回の給与改定により差額が生じることとなりますけれども、年内に支給する予定といたしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 **長** これから、質疑を行います。よろしいですね。

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第50号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第50号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:32)

議 長 次に、日程第9、議案第51号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第51号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、一般職の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正により、これまで介護休暇は連続する6月の範囲内で、必要と認められる期間で取得していましたが、これを3回に分割して取得することを可能とし、合計6月以下の範囲内で指定することが可能となり、また、介護時間として連続3年以内の範囲で1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる仕組みが新設されたことにより、関連する条文を改正しようとするものであります。

以上で提案の理由とさせていただきますが、詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明を加えさせていただきます。ここでも新旧対照

表で説明いたしますので、1ページおめくりいただきたいと思ひます。

まず、第7条の3第2項でございますが、日常生活を営むのに支障がある者（以下 要介護者）というを要介護者に改めておりますけれども、要介護者を規定する事項であります。この新旧対照表のページの下の方でございますが、ここに要介護者の範囲を規定いたしましたので、改めようとするものでございます。次に第7条の5でございますが、ここでは本来の目的であるところではございませんで、ここは間違いに気づきましたので、ここは改めようとするものでありまして、元々第12条第2項でありましたものを第12条第5項に改めようとするものでございます。この部分につきましてはですね、この12条第5項につきましては、これは時間外勤務をした職員が60時間を超えて勤務した職員という意味でございます。ここは指す場所を間違えておったため改正をいたしております。次に第10条休暇の種類でございますが、介護時間が新設されましたので、これまでの種類に介護時間を追加するものでございます。次に第17条介護休暇でございますが、ここでは要介護者の範囲を規定し、町長が提案しましたように、これまで介護休暇は連続する6月の範囲内において必要と認められる期間でございましたけれども、今回の改正では、介護休暇の回数について、3回を越えず、かつ通算して6月を越えない範囲内で指定する期間内において、勤務しないことが相当と認められる場合における休暇とするに改めようとするものでございます。次のページで、第2項では介護休暇の期間を規定をいたしております。次に第17条の2介護時間でございますが、この部分は条文を読み上げて説明とさせていただきます。介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者にかかる指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。第2項では、介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲で必要と認められる時間とする。第3項では、介護時間については、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額するというようにしてしております。ここで第3項の給与条例第11条でございますが、これは給与の減額に関する規定でござ

ざいます。そして次の給与条例第15条、これにつきましては、一時間当たりの給与額の算出方法をいっております。第19条公傷休暇等の承認でございますが、任命権者の承認を受けなければならない休暇に介護時間を追加するものでございます。

改正本文に戻っていただきまして、附則、施行期日でございますが、平成29年1月1日から施行することと定めようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。新旧対照表の一番最後になりますけども、17条の2の2行目にですね、一の継続する状態ごとにとという表現があるんですけども、これはどういうことなのかお尋ねしたいと思います。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 介護休暇につきましては、いわゆる体が不自由な人を介護するだけではなく、子どもさんそれから親であったり、祖父母であったりとかしますけれども、その介護をしなければならないような体の状態、いくつもありますが、これを一つと見ていただいて、たとえば私の子どもがある病気をしましたと、そして治りました。また、別の病気をしました。それぞれごとにとという意味で捉えていただければと思います。そのようにご理解願いたいと思います。

議 長 他に質疑はありませんか。三岳議員。

3 番 三 岳 いちのと読むんですか、この一というのは何を指しているのかなとちょっとこう、この一だけではですよ、今総務課長が説明されましたけども、そのことなのかと思いつつも一のとという表現なのかとちょっと疑問に思ったものですから、再度お尋ねします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 これはですね、法律の条文が一というふうになっておりまして、これはいちと数えるのか、ひとつのと読むのかですね定かではございませんが、先ほど言いましたように症状の一つ一つという意味で捉えていただければと思います。以上でございます。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第51号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:43)

議 **長** 次に、日程第10、議案第52号「川棚町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第52号「川棚町税条例等の一部を改正する条例」について、提案の理由をご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、さらに社会保障の安定財源の確保等を測る税制の抜本的改革を行うための地方税法、及び地方交付税の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成28年11月28日に公布されたところであります。そこでこの法律等の改正に伴いまして、川棚町税条例等の一部を改正する必要

が生じたので、ご提案申し上げる次第でございます。

改正の内容につきましては、この後、税務課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 それでは私の方から改正の内容についてご説明いたします。

今回の条例改正は条例本体の改正と、平成26年改正の川棚町税条例の一部を改正する条例、及び平成27年改正の川棚町税条例等の一部を改正する条例の附則の一部を改正する多段階性となっております。改正の内容につきましては、配布しております税条例改正資料、川棚町税条例の改正概要ですね、及び新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表は題名の下、左上にまるまる条による改正というふうに記載しておりますので、都度ご確認ください。

まず、第1条による改正、これは条例本体を改正した条となります。第1条による改正の新旧対照表の2ページと税条例改正資料の項番1からとなります。

項番1、第19条の改正は法律の改正によるものでありまして、住民税にかかる延滞金の計算期間等について、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて、所要の規定の整備を行うものであります。

次に項番2、3、4、新旧対照表の第43条、48条、50条であります。法律の改正に合わせまして、個人、法人の町民税及び法人の町民税の不足額、不足税額にかかる納付すべき延滞金につきまして、その計算期間から一定期間を控除して計算するとしたものであります。

項番5、6、第71条及び第149条の改正は文言の修正であります。

項番7、附則第6条の改正につきましては、法律の改正によりまして自主服薬推進のための医療費控除の特例が創設されたことによる規定の整備でございます。特定健診や人間ドックなど健康の維持増進及び疾病予防への取り組みを行っている個人が、医療用医薬品以外の薬品、たとえばコンタック鼻炎ゼット、ガスターテン、ロキソニンエスなどありますけれども、その購入額が年間1万2千円を超えて支払った場合に、その購入費用の内1万2千円を超える額を控除しようとするものであります。

次に項番 8、附則第 7 条 3 の 2、法の改正に基づきまして住民税における住宅ローン減税措置について、その適用期限を 33 年 12 月まで 2 年半延長しようとするものであります。

項番 9、附則第 16 条、こちらも法律の改正に合わせて改正したものでありまして、平成 27 年度から導入されました軽自動車税におけるグリーン化特例についてその適用期限を 1 年延長し、平成 29 年度分までその燃料性能に応じ軽自動車税を軽減しようとするものであります。

次に第 1 条 2 の改正であります。新旧対照表も 1 条の 2 による改正になります。項番 10 ですが新旧対照表は 2 ページになります。一番下の行、第 33 条の 4 でありますけれども、これも法律の改正に合わせての改正でありまして、法人町民税の法人割の税率を引き下げるものであります。これは地域間の税源の偏在化を是正し、財政力格差の縮小を図るため、税率の引き下げに合わせて国税として地方法人税を創設し、その税込額を地方交付税の原資とするものでございます。

次に項番 11 から 34 まででございます。新旧対照表は 1 ページの 18 条の 3 と 3 ページの 80 条以降 12 ページまで、ちょっとかなり長くなっております。これは平成 31 年 10 月 1 日から現行の自動車取得税を廃止し、環境性能に応じて非課税又は取得価格の 1% から 3% の税率を乗ずる自動車税環境性能割が新たに創設され、町税とされたことによる規定の整備でございます。この規定はこれまであった自動車取得税が完全に廃止され、普通車においては自動車税環境性能割、軽自動車においては軽自動車税環境性能割となり、どちらも都道府県が徴収し軽自動車にかかる分を市町村に払い込むといったものであります。また、現行の軽自動車税が種別割というふうに名称が変更されます。

項番 35 附則第 16 条の 2、2 項から第 4 項は法律の改正に合わせて、グリーン化特例が先ほど言いました第 1 条の改正により延長されましたが、廃止されるまでを規定したものでございます。

次に第 2 条による改正、新旧対照も同じくです。項番 35 となっておりますけど 36 に修正をお願いします。平成 26 年の改正附則の第 6 条を法の改正に合わせて、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。

最後に第3条による改正、こちらも項番36を37に訂正して下さい。これは第1条の改正でありました税条例第19条の改正に伴う規定の整備でございます。それぞれの改正規定における施行期日につきましては、先ほどの税条例改正資料の改正条項の段に記載しておりますのでご確認下さい。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださるようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 これは形式上のことですが、この本文の第1条の2というのが4ページにあります。これは川棚町税条例の一部改正なのですが、通常こういうふうには1条の2というような枝番を付けるのは、後から修正などによって加えるときに付けるのが枝番なので、最初からこういうふうには提案されているのに枝番がついてるのが何か奇異な感じがするんで、要はここは第2条、その後は第3条、第4条でよいのではないかと思うんですけどその形式についてですが、わざわざ1条の2と枝番にされたのは何か意図があるんでしょうか。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 はい、田口議員のご質問にお答えします。先ほど多段階性といいましたが、本体、川棚町税条例の部分が2つに分けることによって施行期日がそれぞれ違うものですから、この後その分をその分を1条の2を改正するにあたってはその方がし易い。同じ条文の中で附則の方で施行期日を複雑に謳うよりも、1条の2とした方がすっきりなるというか、これはですね国の準則、参考例ですね、の方もそのような形でやっております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。今施行期日が話に出ていましたが、たとえば法人税とか軽自動車税等の引き下げというのがあるわけですが、その影響額というのはだいたい29年、30年というのが分かっておりますか。お尋ねしたいと思います。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 はい、三岳議員の質問にお答えします。今回引き下げて川棚町は制限税率を使っておりますので、12.6が8.4になるところです。

それでその部分に関しましてはマイナスの影響があると思っていますけれども、具体的な金額は出しておりません。手元に資料がございませんので、後ほど調べて報告したいと思えます。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑ありませんか。よろしいですね。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第52号「川棚町税条例等の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第52号「川棚町税条例等の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:56)

議 _____ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

(13:56)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

(14:18)

議 _____ **長** 税務課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。税務課長。

税 務 課 長 先ほど三岳議員の方から質問を受けておりました件についてお答えをいたします。施行期日は31年の10月となっておりますので、そ

こまでの分析をしておりませんので、27年の決算ベースで申し上げますと、850万ほどの減になります。ただ先ほど改正内容の説明の中で申し上げましたとおり、財政力格差の縮小を図るためにこの制度が整備されたということで、引き下げられた分の差額を国税として地方法人税として国に納めるわけですね。それを一括して各自治体に交付税として全額を割り振るわけですから、大きい都市部に関しては税収が結果的に減る。川棚町は結果的に増えるていうような状況になります。以上です。

議 長 それでは議題に入ります。日程第11、議案第53号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第53号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」について提案の理由をご説明いたします。

本条例の一部改正については、現行の条例の規定中、児童扶養手当法施行令の条文を引用する箇所があり、この引用先の政令について一部を改正する政令が平成28年7月1日に公布され、平成28年8月1日から施行されたことに関連し、改正する必要が生じたものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきますが、詳細については住民福祉課長に説明させますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 それでは説明いたします。改正本文の次のページの新旧対照表をお開き下さい。右側が現行、左側が改正案となります。町長が提案理由で説明しましたように、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が、施行日を平成28年8月1日として平成28年7月1日に公布されております。この改正により改正後の児童扶養手当法施行令第2条の4において第2項の次に新たな規定が3項追加されております。改正前の第2条の4第3項以下の項がそれぞれ3項ずつ繰り下がることとなっております。したがって、このことによりまして川棚町福祉医療費の支給に関する条例第5条第3号中、児童扶養手当法施行令の引用第2条の4第4項を第2条の4第7項に、第4号中第2条の4第5項を第2条の4第8項に改めようとするもので

ございます。なお、この改正による条例第5条の内容についての変更はありません。

改正本文に戻っていただきまして、附則でございます。児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が28年8月1日から施行されておりますので、本条例の施行を公布の日からとし、適用を平成28年8月1日からと定まるものでございます。

以上で説明とさせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。よろしいですね。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第53号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第53号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14:24)

議 _____ **長** 次に日程第12、請願1号「「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願」を議題といたします。これより紹介議員の

説明を求めます。久保田議員。

4 番久保田 紹介議員として請願について紹介を行わせていただきます。

請願第1号、2016年11月21日。川棚町議会議長初手安幸様。請願者、住所、川棚町中組郷1560-1。氏名、東彼民主商工会会長、戸崎和久、事務局長、朽原明浩。電話番号82-4704。紹介議員は久保田和恵です。件名「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願。請願の趣旨。地域経済の担い手であり、地域住民の暮らしを支える中小業者の営業は、家族の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従業者の働き分（自家労賃）を、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族56万円が控除されるのみで、最低賃金にも達しておらず、さまざまな弊害が生じています。

家族従業者の多くは女性であり、業者婦人の地位向上を妨げる要因になっています。青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第57条は、税務署長への届け出による条件付きであり、申告の仕方で納税者を差別するものです。

2月に開催された第63会期国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、「家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討すること」と勧告しました。

その後の国会質疑では、昨年末に閣議決定した第4次男女共同参画基本計画に盛り込まれた「税制の検討」に所得税法第56条が含まれると表明され、政府は「検討していかなければならない」と答弁しています。業者婦人や家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、全国で474自治体が国への意見書を採択しています（平成28年10月19日現在）。

世界の主要国では、家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価し、その働き分を必要経費に認めています。国連からの勧告、政府の見解などから、差別的税制をこれ以上放置せず、私たちの要望にご理解をいただき、先の国

会答弁が生かされ所得税法第56条が早急に廃止されるよう、国へ意見書を提出していただくことをお願いします。

請願事項。「所得税法第56条の廃止」を求める意見書を政府に提出して下さい。

以上、請願いたします。ご審議の上、意見書を提出していただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。高以良議員。

10番高以良 お尋ねしますが、請願書の中程ですが、様々な弊害が生じていますというような表現がありますが、具体的にどのような弊害が起きているのか、把握しておれば説明をお願いしたいと思います。

議 長 久保田議員。

4番久保田 家や車のローンを組むときにやはり、お金を借りるときに所得が元になって計算されます。それでそういうことが借りにくいということも言われております。それから実際に交通事故にあったときに、その休業補償として所得が基本となりますので、計算上も不具合というかですね、正当な給与として支払われないという弊害も実際あっております。以上のようなことがあっておりますと聞いております。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

議 長 質疑なしを認め、これで質疑を終わります。

議 長 ただ今、議題となっております、請願第1号「「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願」は、総務厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、請願第1号「「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(14:31)

議 長 次に日程第13、請願2号「「消費税増税の中止」を求める意見書提出についての請願」を議題といたします。これより紹介議員の説明

を求めます。

4 番 久保田 請願書を読み上げる前に皆さんに訂正をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。請願の趣旨の1行目です。消費税率10%引き上げと書いてありますが、この10%の後に、へのの文言を入れていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

紹介議員として請願について紹介を行わせていただきます。

請願第2号、2016年11月21日。川棚町議会議長初手安幸様。請願者、住所、川棚町中組郷1560-1。氏名、東彼民主商工会会長、戸崎和久、事務局長、朽原明浩。電話番号82-4704。紹介議員は久保田和恵です。件名「消費税増税の中止」を求める意見書提出についての請願。請願の趣旨。政府は、2017年4月予定の消費税率10%への引き上げを2年半延期し、2019年10月に実施することを決定しました。8%増税によって国民は苦しめられ続け、戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになりました。物価上昇と年金・医療・介護など社会保障費負担増のダブルパンチで家計は悲鳴をあげています。

大企業の業績がよくなれば、やがて暮らしや中小業者に回ってくると言いますが、いくら待っても、国民に恩恵はなく、貧困と格差が広がるばかりです。このような状態で消費税10%への増税を延期しても、私たちの暮らしや地域経済は好転するはずがありません。消費税大增税路線、アベノミクスの破綻は明らかです。

消費税は所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。私たちは、消費税10%への引き上げはきっぱり中止し、日本国憲法が要請する応能負担原則に則った税制の確立を求めます。

消費税増税ではなく、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をださすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきです。そうすれば、社会補償制度の拡充も、財政再建の道もひらかれます。

私たちの要望にご理解をいただき、国への意見書を提出していただくことを請願します。

請願事項。「消費税増税の中止」を求める意見書を政府に提出して下さい

